# 国家公務員倫理法第四十二条第一項の法人を定める政令 （平成十二年政令第百二号）

国家公務員倫理法第四十二条第一項の政令で定める法人は、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人とする。

# 附　則

##### １

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。